

北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

本日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、フィリピン東沖に着弾したことが推定される旨報じられた。

北朝鮮にあっては、平成10年、平成18年及び平成21年、さらには本年4月にも弾道ミサイル発射をおこなっており、我が国を含む関係各国の事前の警告にも関わらず、今回、発射を強行したことは、我が国を始めとする国際社会の平和と安全に深刻な脅威を与えるものである。

よって本県議会は、北朝鮮に対して断固抗議し、遺憾の意を強く表明する。

日本政府においては、国連安全保障理事会などを通じ、国際社会が一致して経済制裁を発動するなど、然るべき対処がなされるよう、毅然とした速やかな対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年12月12日

福 島 県 議 会